

各指定就労継続支援A型事業所運営法人代表者 様
(岐阜市所管の事業所を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

就労継続支援A型事業における自己評価結果等の公表及び岐阜県への届出に
ついて (通知)

日頃から、本県の障がい福祉施策の推進に御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の改正により、就労継続支援A型事業所については令和3年4月から就労継続支援A型サービス費の算定にあたりスコア方式が導入され、各事業所がスコア方式にて評価された内容をインターネット等での公表を行い、都道府県へ届出を4月中に行うことが義務付けられています。

つきましては、自己評価結果等の公表について下記により届出をお願いします。

なお、令和4年4月以降、自己評価結果等の公表がなく都道府県への届出がない場合、令和3年度報酬改定により「自己評価未公表減算」が適用されることとなります。また、自己評価結果等の公表の届出がない場合、実地指導の対象となることを申し添えます。

記

- 1 届出対象支援 就労継続支援A型
- 2 対象事業所 令和3年4月1日以前に指定を受けた事業所
(令和3年4月1日指定も含む)
- 3 届出期限 **令和4年6月30日(木)【厳守】**
- 4 届出先 (1) 岐阜圏域(羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町)に所在する指定事業所
→ 岐阜県 岐阜地域福祉事務所

(2) 上記(1)以外の指定事業所
→ 岐阜県健康福祉部 障害福祉課
- 5 届出方法 下記県ホームページ中のオンライン回答フォームより、ご回答ください。
なお、回答フォームは、届出先(上記4)により異なりますのでご注意ください。

【県ホームページ】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/216887.html>

※ 岐阜市から指定を受けている事業所については、岐阜市障がい福祉課へ届出を行ってください。

○自己評価未公表減算について

《対象となる支援》 就労継続支援A型

《算定される単位数》 所定単位数の100分の85（15%減算）

《減算対象及び適用期間》 都道府県に届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害者全員について減算を適用

○本通知に係る問い合わせ先

※問い合わせ先は上記4のとおり、届出先により異なります。

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係		
係長	若原	担当	田中
電話	058-272-8302		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		

所属	岐阜県岐阜地域福祉事務所 福祉課地域福祉第二係		
係長	谷口	担当	本田・秋山
電話	058-272-8287		
E-mail	c22801@pref.gifu.lg.jp		